小規模林地開発概要書における面積の考え方

鉾田市

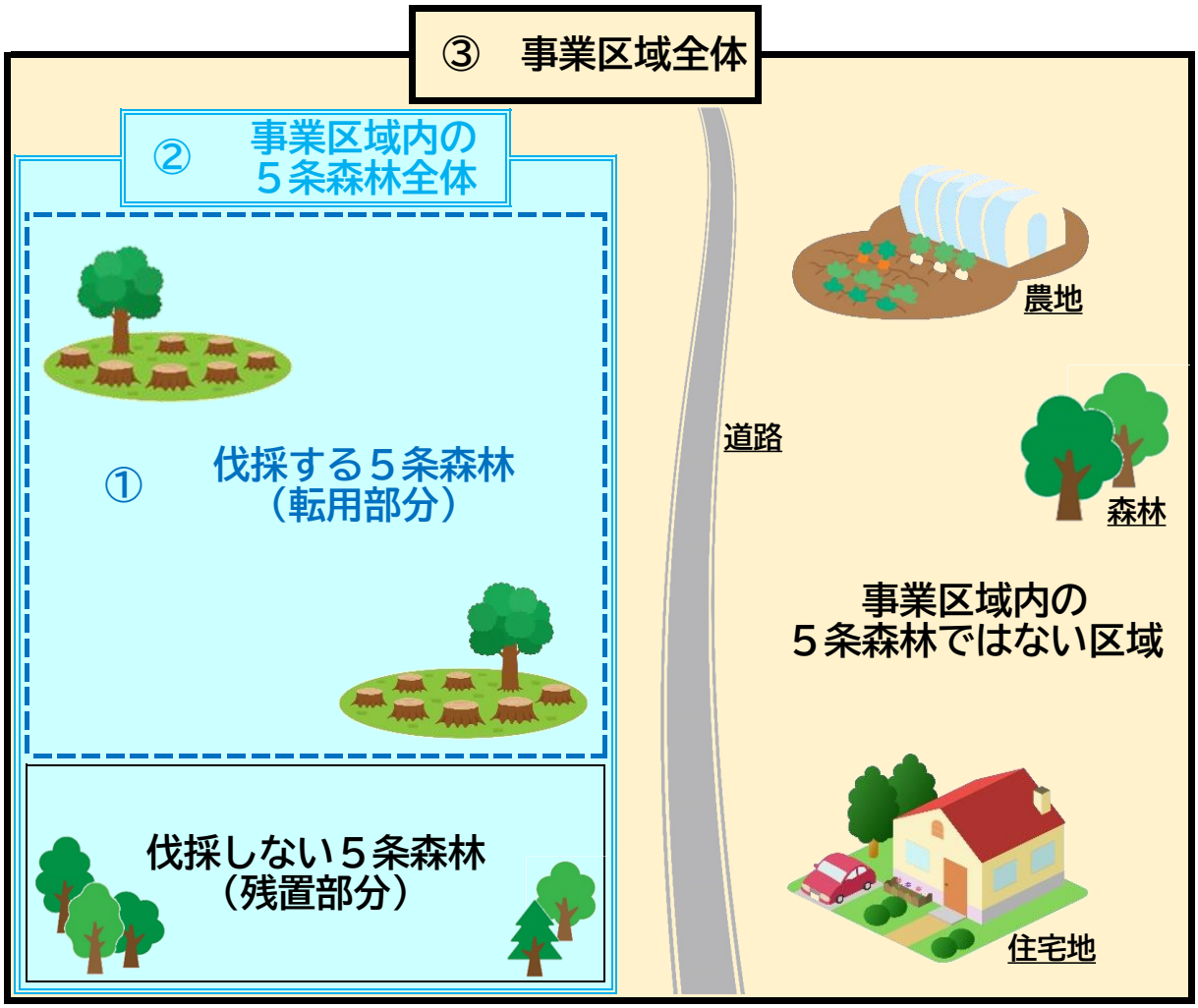

① 開発行為に係る森林面積（青点線）

➡ **伐採する５条森林面積**（伐採届に記載する面積）

② 開発行為をしようとする森林面積（青二重線）

➡ **事業区域内の５条森林面積**

＝ 伐採する５条森林面積(①)＋伐採しない５条森林面積

③ 開発行為に係る事業区域面積（黒太線）

➡ **事業区域全体面積**（開発計画の全体区域すなわち５条森林ではない森林・農地・住宅地・道路等すべて含む）

＝ 事業区域内の５条森林面積(②)＋事業区域内の５条森林ではない面積

➡ すなわち、①≦②≦③となる